

平成26年12月3日

午前10時開議

議場

1. 議事日程（第13日目）

- 日程第 1 総務常任委員会副委員長の選任について
- 日程第 2 議会運営委員の選任について
- 日程第 3 天草広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 4 総務常任委員長報告
1. 議案第71号 上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
 3. 議案第81号 上天草市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 5 経済建設常任委員長報告
1. 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
 2. 議案第78号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 3. 請願第 5号 「農協改革」に関する請願書（継続審査）
- 日程第 6 文教厚生常任委員長報告
1. 議案第72号 上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 議案第73号 上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
 3. 議案第74号 上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 4. 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
 5. 議案第76号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
 6. 議案第77号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 7. 議案第79号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
 8. 議案第80号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
 9. 議案第82号 指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）
 10. 請願第 6号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
- 日程第 7 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）（所管部門）
- 日程第 8 発議第 5号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	嶋元 秀司	2 番	切通 英博	4 番	何川 雅彦
6 番	宮下 昌子	7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健
9 番	小西 涼司	10 番	島田 光久	11 番	新宅 靖司
12 番	田中 万里	13 番	園田 一博	14 番	桑原 千知
15 番	渡辺 勝也	16 番	田中 勝毅	17 番	津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長職務代理者 総務企画部長	静谷 正幸	教 育 長	藤本 敏明
市民生活部長	緒方 雅文	建設部長	澤村 弘史
経済振興部長	川端 義孝	教育部長	舛本 伸弘
健康福祉部長	野崎 秀満	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	村川 和敬	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治	財政課長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	原田 和久
参 事	小松野洋己	参 事	塚本 洋子

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○**議会運営委員長（何川 雅彦君）** おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

審査事項は発議1件の取り扱いについてです。発議第5号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書についての説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略して審議、採決することに決定いたしました。

以上が議会運営委員会の結果でございます。御賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○**議長（堀江 隆臣君）** ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決定いたしました。
それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

日程第1 総務常任委員会副委員長の選任について

○**議長（堀江 隆臣君）** 日程第1、総務常任委員会副委員長の選任についてを議題とします。
平田晶子君の辞職により空席となっております総務常任委員会の副委員長が決定しましたので御報告いたします。

総務常任委員会副委員長に切通英博君。

以上です。

日程第2 議会運営委員の選任について

○**議長（堀江 隆臣君）** 日程第2、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により行います。議会運営委員に切通英博君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は切通英博君を選任することに決定いたしました。

ここで副委員長の選任のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○**議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会の副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

副委員長に切通英博君です。

以上でございます。

日程第3 天草広域連合議会議員の選挙について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、天草広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

天草広域連合議会議員に切通英博君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名した切通英博君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました切通英博君を天草広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました切通英博君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第4 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、総務常任委員会報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第71号、上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、ほか2議案を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る11月28日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第71号、上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は適用控除等の指定を受けた者に対する課税免除及び不均一課税措置の開始時期を明確にするための一部改正であり、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の所管部門についてでございますが、総務企画部所管、市民生活部所管ともに、特に質疑等はございませんでした。

以上のことから、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号、上天草市過疎地域自立促進計画の変更についてでございますが、委員から、本計画の変更については随時可能という認識でよいのかとの質疑があり、執行部から、この過疎地域自立促進計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき5年間を計画期間として策定している。変更に関しては、社会情勢や各計画の実施状況等を鑑み随時可能だが、事業名追加等の重要な変更に関しては議会の議決を経る必要があり、軽微な変更に関しては県へ提出すればよいこととなっているとの答弁でありました。

これを受け、委員から、今年度の総務常任委員会視察研修において、総務省に対し、湛水防除施設の一つである排水機場の改修には高額な費用を伴うことから、過疎債の対象事業に追加していただくよう、過疎債対象施設の拡大についての要望書を提出した。その際の意見交換では、さまざまな対象事業がある中、やり方次第では十分に過疎債の対象となる可能性があるため、県との協議を綿密に行ってはどうかとの見解を示された。排水機場の老朽化が著しいことから、過疎債の対象としての事業実施に向けた県との協議の余地は十分あるのではないかと意見があり、執行部から、排水機場の件に関しては、県との協議も含め、今後十分検討させていただきたい。また、この件以外においても、過疎債を活用できる事業等の検証を行い、本計画にのせて実施できるように全庁的に取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

また、委員から、産業の振興に係る変更で、市物産館において販売物の増加に伴い販売スペースが手狭になっている状況から、販売スペースを拡大し、商品販売を促進する必要があるということを追加されているが、将来的な改修計画を伺いたいとの質疑があり、執行部から、26年度の当初予算において、物産館さんば一の改修設計を計上させていただいている。その内容としては、道の駅の登録基準を満たすために無線LANの設置や障がい者用トイレの改築、また、さんば一は二つの建物で構成されているが、そのために来客の動線確保が困難なため、二つの建物を通路でつなげるなど、今後、新市長及びさんば一と協議を行いながら具体的な計画を詰めることとしているが、改修費用の財源について過疎債を利用するために、今回、過疎計画の最終年度となる平成27年度に物産館の改修を新たに追加させていただいたところとの答弁でありま

した。

以上のような審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、姫戸統括支所建設スケジュールについて、企画政策課より報告がありました。

姫戸統括支所建設に関しては、今年度中の工事着手に向けて準備を進めていたところだが、基本構想の策定に当たり、地域との合意形成に不測の日数を要したこと、また、建設予定地の地盤が想定以上に軟弱であったことから基礎の検討に日数を要しているため、総体的なスケジュールの変更をせざるを得ない状況となった。このような要因から、基本設計及び実施設計をあわせて発注することとなり、基本設計が今月中、実施設計が27年の2月に完了する見込みであり、今年度中の工事着手が困難となったため、27年度の6月に工事着手という方向でスケジュールを見直している。予算措置については、実施スケジュールの変更に伴い、本年度計上している工事請負費等の予算を27年3月補正で減額補正し、27年度当初予算において工事請負費等の予算を計上することとしている。基本設計においては、防災面を考慮した上で国道266号側に庁舎を建設することとなり、支所機能としては公民館活動機能を導入し、多目的集会所、調理室、図書室を併設した一体的な整備を行うこととしている。基本設計が正式に完了した際には、総務常任委員会への報告を経て、27年1月号の広報紙及び市ホームページへ掲載し周知を行う予定であるとの報告を受けました。

次に、予備費充用について、税務課より報告がありました。

固定資産評価審査委員会において、現在の固定資産の評価を国が定める評価基準に基づき是正する必要があるとの決定がなされた。その評価基準の規定に基づき、近傍土地の時価の鑑定を依頼して再評価を行った結果、評価額が下がったことにより固定資産税が減額となり、還付金134万6,000円、還付加算金35万3,400円、合計169万9,400円を支払う必要が生じたため、予備費から170万円を充用して対応するものである。なお、上天草市固定資産税等返還金支払要綱の規定に基づき、平成16年度から平成21年度分を返還するものとの予備費充用に至った旨の報告を受けました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会では、去る9月30日から10月2日にかけて視察研修を行いましたので御報告いたします。

今回は、長野県東北部に位置する、人口約1万2,000人の町、小布施町が取り組むまちづくりについて行政視察を行いました。

まちづくりの特筆すべき点は、修景という手法によってまちづくりが進められたことで、古い町並みを単に保存するのではなく、もとの景観に通ずる要素を残し、まとまりのある新たな景観の形成に成功していることでした。事業は、企業、個人、町が議論を重ね、どこの誰も犠牲にならない大原則のもと、居住性能、生活、企業や工場の機能を全て満足させた結果、小布施町を一

度訪れた人々は、その間の持つ緊張感と和める空間のバランスに魅了され、リピーターが後を絶たないとのことでした。

小布施町は、住民が主体となった独自のまちづくりを長い年月をかけて実施してきた結果、年間120万人もの観光客が訪れる町となったことがわかりました。住民のまちに対する愛着や、まちづくりへの高い意識が魅力的なまちを形成する土台となり、積極的なまちづくりへつながっていることを、歩いて、見て、聞いて感じることができ、まちづくりは地元の人々の力によって成り立つということを改めて認識することができた大変有意義な視察研修となりました。

次に、参議院議員会館、衆議院議員会館において、松村参議院議員、馬場参議院議員、園田衆議院議員を表敬訪問し、過疎債対象施設の拡大、過疎債の適用範囲拡大、公的資金補償金免除繰上償還制度の再開についての要望書を提出しました。また、要望内容を所管する総務省自治財政局との意見交換を行い、同要望書を提出いたしました。

以上で総務常任委員会の視察報告を終わります。

また、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） これで質疑を終わります。

議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第71号、上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第81号、上天草市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）ほか2件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） おはようございます。

本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る11月28日に委員会を開き、全委員出席のもと審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）の所管部門について報告します。

まず、経済振興部所管では、農業費の新規就農総合支援事業青年就農給付金について、委員から、農業者に対して補助事業の周知はどのような方法で告知しているのかとの質疑に、執行部から、市の広報紙や認定農業者会の会議などを通じて周知を行っていますとの答弁があり、委員から、議会報告会での農業者の意見で、補助事業を活用したくても情報が少ないとの声があった。今後、多くの農業者の方が補助事業を活用できるように情報発信の手段を工夫していただきたいとの意見がありました。

次に、商工費の前島地区交差点改良構造物事前調査委託料について、委員から、本会議でも質疑があったが、今後の事業実施に伴い、事業費の増を行わない対策はあるのか。また、今回の補正予算を増額した理由と内容はこの質疑に、執行部から、事業を行う上で、事業内容の取捨選択、費用対効果など踏まえ、事業費の大幅な増が発生しないよう取り組みます。今回、交差点の位置を変更したことで実施した地盤のボーリング調査によって、周辺の構築物の調査を行う必要が生じたことが増額の理由ですとの答弁がありました。

同じく商工費の新規船員雇用育成事業補助金では、委員から、県の緊急雇用対策事業と関連があるのかとの質疑に、執行部から、県の事業とは別の事業で昨年度から市単独事業として、船員の雇用、育成を目的に開始し、昨年度4名、本年度4名の申請がありましたとの答弁がありました。

以上が、経済振興部所管の審査の結果であります。

次に、建設部所管の審査について御報告いたします。

港湾費では、上天草港施設補修工事の工事箇所と内容について質疑があり、執行部から、場所

は大矢野町の小泊港区で、護岸にクラックが確認され、安全対策と護岸の補強のため補修を行うものですとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第78号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ200万円の増額です。企業会計委託業務費として債務負担行為が掲上されております。

本件につきましては、慎重審査の結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願第5号、「農協改革」に関する請願書では、前回の審査において、国が実施する農協改革に対し、末端の組合員である農家はどのような意見があるのかなど、判断する資料が少なかったため、継続審査となっております。

去る、11月12日に開催した当委員会の議会報告会において、JAから、現在提出している請願書については取り下げ申し出を行い、組合員の意見等を徴した上で、内容を変更した新たな請願書を3月議会に提出しますとの発言がありました。審査の中で、委員から、取り下げる請願書を審査する必要があるのか。JAの今後の動きを見て対応すべきでは等の意見がありました。

本件につきましては、慎重審査の結果、委員会としてさらに調査を行う必要があると判断し、継続審査とすることに決定しました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

次に、執行部からの報告事項がありました。

産業雇用創出課から、イタリア・アグリジェント市への渡航の報告について。渡航は、友好関係の促進、産業交流及び観光交流に係る意見交換を目的に、市職員2名、民間から2名の計4名で訪問しました。友好関係の促進では、市長不在のため進展はありませんでしたが、市長代理、市議会会長官らが対応され、来年以降に友好都市関係構築ができればとのことでした。産業及び観光交流については、上天草市の特産品や地中海産品をお互いに輸出入することや、料理人など民間交流について意見交換を行いましたとの報告があり、委員から、相手方の市長不在がわかっていて延期できなかったのか。また、民間の方も同行されているが各種団体等に呼びかけたのかとの質疑に、執行部から、市長不在は10月中旬に判明したが、航空券等の予約や日程調整等を考慮し渡航を決めました。また、民間の方の募集については観光協会に依頼しましたとの答弁があり、委員から、先方は市長代理等が対応されているが、当市も部長等が対応し、視察研修だけでなく、ある程度の成果を求めるべきではないかとの質疑に、執行部から、今後の対応は市の幹部や議会に依頼することになると思います。両市にとって利益がある具体的な成果を図りますとの答弁がありました。

次に、予備費充用についてです。

去る10月10日に、農林水産課から排水機場の修理について、予備費から1,667万6,000円を充用し対応したいとの説明がありました。その理由として、市内の排水機場のうち4機場において電気設備等の経年劣化による異常が発生したため、大雨による民家や農地への湛水被害を未然に防止する必要があります。また、補助事業を活用し取り組むためとのことでした。

同じく10月10日に、都市整備課から公共下水道の集水柵設置について、114万9,000円を予備費から充用し対応したいとの説明がありました。その理由として、公共下水道加入の申し込みが3件あり、公共下水道を利用するには公共柵の設置が必要であるためとのことでした。

次に、工事等の報告事項です。

去る10月28日に、建設課から上天草港江樋戸港区の仮設の棧橋等の設置について報告がありました。工事で荷揚げ用斜路を取り壊すため、漁民から江樋戸港内に荷揚げ場所と係船場所を確保してほしいとの申し出があり、仮設の荷揚げ用棧橋と渡り橋を設置することで同意を得ました。発注については、新規工事として発注した場合に比べ、契約履行中の工事を変更契約したほうが安価になるため、工期を本年10月31日から12月26日に延長し、増額分の変更契約を締結し実施するものととのことでした。

また、11月12日に、産業雇用創出課から前島地区総合開発事業の現況及び検討状況の地元説明会について報告がありました。説明会を11月11日に実施し、交差点整備に係る熊本県警等との協議の進捗状況を説明しました。住民からは、道路工事の早期着工、迂回路の検討や、安全対策として交差点への警備員の配置などの要望がありました。平成26年度の事業については、排水路整備工事は発注済みで、今後、市道2号線の改良、仮設道の設置及び駐車場整備を発注予定で、あわせて道路拡幅に係る地権者との用地交渉を行う予定ですとのことでした。

報告事項は以上です。

次に、視察研修について報告します。

本常任委員会では、去る10月15日から16日にかけて、福岡県宗像市及び筑後市を訪問しました。

宗像市では、道の駅むなかたを活用した産業振興の取り組みについての研修を行い、年間160万人の訪問者の約88%は市外からの来客であり、その目的は、地産の食材にこだわった農水産物の商品を求めて来場されるものでした。朝、出品し、売れ残ればその日のうちに回収するシステムが徹底されて、特産品のブランド化を推進するアンテナショップとして、地域産業の活性化が図られていました。

本市物産館では、購買客の約6割以上が地域住民であり、市外からの来客は休憩も兼ねて立ち寄る方がほとんどで、今回の視察は、地元産品のブランド化や地産地消の取り組みを活用した地域産業の拠点整備取り組み方法として参考になる研修となりました。

次に筑後市では、筑後地域広域での観光振興の取り組みについての研修を行い、平成23年3月の九州新幹線筑後船小屋駅の開業を契機に、筑後市などの5市2町により筑後七国として、広域での観光振興に取り組まれていました。

筑後七国の中には、柳川の川下りや八女茶など、古くから広く知られた観光素材があるが、筑後七国としての認知度は低く、観光振興の取り組みに構成市町間でも温度差があるため、今後の取り組みの課題は多いとのことでした。本市においても、天草としての連携や既存の観光資源の活用など、今回の視察先と重なる課題が多く、あらためて地域住民の理解と協力が魅力ある観光資源の維持には不可欠であることを実感しました。

今回視察した両市の事業は、本市の今後の取り組みの参考となり、有意義な研修であったことを御報告致します。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 1点だけ確認のため、お尋ねしたいと思います。

先ほど江樋戸港の変更契約が今年10月31日から12月26日に変更されたとありましたが、工事がほとんど終わったのか。工事は全部撤去されてしまっているような感じがするんですが、その辺は。今年度分は12月26日に終わる予定ということで理解してよろしいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 完了になるかはわかりませんが、予定として12月26日までという工期です。これは江樋戸港区で湯島船や江樋戸港の船の影響で係船場所とか変更する必要があったということで、漁民からの条件が出たのではないですか。そういうことで変更されたと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 地区の方から、工事は仕掛かっている感じだったんだけど、今はそれが全部撤去されてしまっている、それがなぜかと聞かれたのですが、私も答え切れなかったものですから。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 多分、今までのあれが古かったからではないのか。安全面を考えてしたという記憶がありますが。

○議長（堀江 隆臣君） いいですか。

○10番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） 今回の件について、多分工事が途中で終わっているのかというような御質問だったんですけども、多分足場が撤去されたので地元の方はそう思われたんだと思うんです。地盤改良のための足場だったので、地盤改良が終わった後の撤去ではないかと私は想像

するんですけれども、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 今、担当課はそうだという意見ですが、委員会ではその件については意見が出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、小西君。

○9番（小西 涼司君） イタリア渡航の2名の方が民間から参加されたということですが、執行部のほうからはその2名の方の所属団体とか役職とか説明があったのか。もしなかった場合、議員のほうからそういった質問が出たのか伺いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 先ほど言いましたように、その民間の募集はどのように行われたのかということで、観光協会に委任したということでした。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○9番（小西 涼司君） 観光協会に依頼をされたということですが、参加された2名の方について、例えば旅館業とか販売関係の仕事をされているとか、そのような質問はなかったわけですね。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 民間のこの2名の方は、あまくさ村の方が1名、そして、天草オリーブを生産されている方だそうです。その2名です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれで質疑を終わります。

それでは、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

議案第78号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請願第5号、「農協改革」に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第6、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第72号、上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について、ほか9件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る11月27日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議案第72号、上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、出産育児一時金の支払対象者を被保険者から被保険者の属する世帯の世帯主に改正する理由を伺いたいとの質疑があり、執行部より、国民健康保険法には世帯主が代表として高額療養費給付申請等を行うこととされており、出産育児一時金も同様に世帯主に支払うのが本質となることから、関係条例とあわせ変更する必要があると判断したとの答弁がありました。委員より、今DV等があり、出産を控えている方へのDV等もあり得ると思うが、そういう場合はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、そういう場合は、委任状があれば被保険者への支払いができるようになっている。また、被保険者へ支払っているのは県内で当市と人吉市のみであるとの答弁がありました。また委員より、国民健康保険税の滞納がある世帯はどうなるのかとの質疑があり、執行部より、一時金は支払うが一時金の総額より出産にかかった費用が少なければ、その差額を滞納分に充てるなどの折衝を行っているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第73号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定については、委員より、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題再調査委員会の委員の中

に学識経験者とあるが、どういう方を予定されているのか。また、二つの委員会に臨時委員を置くことができるとあるがどういう方なのかとの質疑があり、執行部より、現在のところ連絡協議会には大学の教授やドクター等を、専門委員会については弁護士を考えている。また、臨時委員については、教育、福祉、心理、ドクター、弁護士等を構成員の対象としているが、それ以外の専門委員が必要となった場合を想定して条文に入れたとの答弁でありました。また委員より、三つの組織があるが、例えばある学校でいじめがあった場合、どのような流れになるのかとの質疑があり、執行部より、まず学校で対処し、対処したものが教育委員会に上がり、教育委員会で問題があると判断されれば、いじめ問題専門委員会に諮る。その結果を受けて教育委員会から市長に報告するが、それでも問題等があると判断されれば、いじめ問題再調査委員会で審議され、その報告を受け、市長が議会に報告する流れとなっているとの答弁がありました。委員からは、議員もいじめ問題等は知っておくべき事項であるため、速やかに情報公開をお願いしたいとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第74号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、今回看護学校等の住所を旧大道小学校に変更されるが、今後の大まかな予定はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、現在、仮校舎となっている旧大道小学校の改修完了及び看護学校の校舎解体の入札が12月中旬ごろの見込みで、引っ越しを12月末から来年1月前半に行い、1月8日から仮校舎での授業を開始する予定である。また、1月26日までに学校本体の実施設計を行い、建築確認等の事務手続や本体の入札になるが、その後の日程については未定であるとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）については、まず健康福祉部所管について、委員より、地域活動支援センター委託料が150万円減額されているがどのような事業なのか、また、減額理由について伺いたいとの質疑があり、執行部より、この事業は障がい者等を通所させ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するもので、現在どんぐり村に委託し、利用者を15名程度見込んでいたが、他の就労系福祉サービス事業所ができたことにより10名程度となったため、事業区分をⅡ型からⅢ型として減額したとの答弁がありました。

また、委員より、生活保護扶助費を約5,700万円増額してあるが、上天草市の現状はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、平成25年10月1日現在で183世帯252人、今年の10月1日現在で193世帯255人と毎年増加傾向にあるとの答弁がありました。委員より、生活保護を受給された後、自立した世帯はあるのかとの質疑があり、執行部より、毎年2～3件、就労等により自立されているとの答弁がありました。

次に、教育部所管について、委員より、大平地区スクールバス停留所設置工事費を計上してあるが、まだ設置していない箇所数と今後の計画について伺いたいとの質疑があり、執行部より、基本的には統合する際に設置するため、統合した後に設置することはない。しかし、大平地区は大平公民館を停留所としていたため、当初、公民館の軒先等で雨をしのげるものと考えていたが、風が強い日は対応できないなど、保護者からの要望もあり計上した。また、もう1カ所、内野河内の新地地区から乗車する生徒がいるが、停留所を設置するスペースが無く、定期バス停のポールのみであるとの答弁がありました。

また、委員より、スポーツ振興施設事業費の修繕費について伺いたいとの質疑があり、執行部より、アロマの雨漏り修繕、雨漏りにより故障した床部分の誘導灯の修繕、アロマ体育館の発電機のバッテリー交換であるとの答弁がありました。委員より、雨漏りはどういう修理を行うのかとの質疑があり、執行部より、側溝部分のゴムパッキンが劣化し、水が越波していたためゴムパッキンの交換を主に行うとの答弁がありました。委員より、ゴムパッキンを交換しても雨漏りはおさまらないと思われる。雨どいの修繕等もするべきとの意見があり、執行部より、アロマを建設した業者の技術者においでいただき尋ねたところ、原因は側溝部分と雨どいだと思われ、今回は側溝部分を修繕し状況を見て、それでも雨漏りするようであれば雨どいも修繕するということがあったが、予算を確認し、できるようであれば指摘を受けた雨どいも一緒に修繕を行い、難しいようであれば新年度で行いたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第76号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）については、委員より、高額療養費給付人数と給付された最高額は幾らかとの質疑があり、執行部より、給付件数は延べ5,294件である。また、当市は透析患者等が多いため、給付の最高額は1人に年間500万円以上を国保連合会に支払っているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第77号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、制度改正によるシステム改修委託料等であり、委員会で慎重に審査した結果、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第79号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員より、今回、龍ヶ岳の下貫浄水場の電磁流量計購入費を計上されているが、9月の補正予算でも別の浄水場の分が計上されていた。なぜ、9月補正に計上しなかったのかとの質疑があり、執行部より、流量計は故障してからの購入であることや、できるだけ長く使用するためにメーカーと協議し調査を行っているが、業者も九州圏内を回っており日程調整ができず、9月補正には間に合わなかったとの答弁がありました。委員より、現在故障している流量計と新しい流量計ではどのくらい誤差があるのかとの質疑があり、執行部より、1時間当たり4トンもの誤差があり、

正確な数字の把握ができず、どこで漏水しているかわからない状況であるとの答弁がありました。委員より、24年度の有収率が70%台と低かったが故障も関連したのかとの質疑があり、執行部より、現在も龍ヶ岳地区の漏水調査を行い、1分間に200リットルの漏水が発見されているため、漏水箇所の早急な工事と流量計の正確なデータをとり、対策を進めてまいりたいとの答弁でありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第80号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）については、執行部より、本年度予定している地質調査委託費、設計管理委託費、解体工事費、本体工事費の財源である合併特例債について、病院で手続をする予定であったが、財務局と県から上天草市で手続を行うよう指示があったため、合併特例債分を出資金へ組み替えを行ったとの補足説明があり、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第82号、指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）については、委員より、この4施設も老朽化が進んでいると思うが、今後の計画はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、4施設とも老朽化が進み、一番新しいものでも築26年である。確かに改修も必要ではあるが、改修するには相当の費用がかかるため、指定管理者から報告のあった箇所の修繕を行い対応している。現在のところ、大規模な改修は予定していないとの答弁がありました。

また、委員より、現在の委託料と27年度から3年間の委託料はどのくらい増額しているのかとの質疑があり、執行部より、年間201万9,000円の増額であるとの答弁がありました。委員より、その増額理由について伺いたいとの質疑があり、執行部より、光熱水費、浄化槽等の点検料が上がっていることや、23年度から25年度の実績、今後の見通しや消費税等を加味し積算したとの答弁がありました。委員より、今回消費税は上がらないため減額するべきではないかとの意見があり、執行部より、この4施設とも採算のとれる施設ではないため、27年度からの3年間については燃料費等の高騰分は市が負担するべきと考え増額したとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第6号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願については、執行部より、今年6月4日に行われた全国市長会の会議の中で取りまとめられた提言の一つとして全国会議員及び関係府省に提出されている。また、10月31日時点で、県内では熊本県を初め、4市7町の議会で採択され、全国的には法案の成立を求めている全国ろうあ連盟の取りまとめで、1,360の自治体で採択されているとの説明があり、委員会では全員異議なく採択とし、意見書提出の発議を委員会で行なうことを決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会では審議した内容であります。よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告申し上げます。

最後に、去る10月16日から17日に、文教厚生常任委員会として、所管部門の調査のため視察研修を行いましたので、あわせて御報告いたします。

まず1日目は佐賀県多久市を訪問し、特定健診受診率アップのための取り組みについて研修いたしました。多久市も平成20年度の特定健診受診率が38.6%と低い状況であり、毎年6～8%受診率をアップさせることを目標に、健診に対する区長や住民、医療機関の意識改革等の取り組みを行った結果、区長、住民、医療機関等の意識も少しずつ変わり、平成25年度は55.2%と、平成20年度に比べて受診率が約17%アップし、現在もさらなる受診率アップに向け取り組みがなされておりました。

2日目は、南関町を訪問し、小学校部活動移行について研修いたしました。南関町は小学校、中学校ともに児童生徒数が少なく、単体の種目しかできない状況の中、平成25年度から文部科学省の委託事業、好循環推進プロジェクトを活用し、南関町の運動部活動の課題や現状についての研修会の開催や、地域スポーツとの連携を図る運動部活動のあり方、スポーツ指導者の育成支援等を協議するため、独自に運動部活動地域連携再構築研究協議会を設置し、部活動移行に向けた取り組みを進めておられました。

以上が、特定健診及び小学校部活動移行に関する視察研修でございます。今回研修したことを、ぜひ上天草市で生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について順次採決いたします。

議案第72号、上天草市国民健康保険条例及び上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第73号、上天草市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第74号、上天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第76号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第77号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第79号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、指定管理者の指定について（上天草市（大矢野・姫戸・大道・樋島）老人福祉センター）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、請願第6号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第7 議案第75号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

議案第75号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長の報告は可決です。本件は、各委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第5号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、発議第5号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 勝毅君） 発議第5号、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年12月3日、上天草市議会議長、堀江隆臣様。

障害者基本法の骨格に沿った手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けて、新たな「手話言語法（仮称）」を国に求める。これが、この議案を提出する理由である。

議案の内容につきましては事務局に朗読をさせます。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 議案説明について説明させます。

議会事務局。

○議会事務局参事（塚本 洋子君） それでは、意見書を朗読させていただきます。

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書。

手話とは、日本語を手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙と文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培ってきた。

しかしながら、ろう学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者の権利に関する条約第2条では、手話は言語であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に一部改正された障害者基本法第3条第3号では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対し、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を義務づけていることから、国として、手話が音声言語と

対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、議長名で意見書を提出いたします。提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、発議第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は可決されました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第6回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分